

地方議会制度の改正経緯

選出方法

	都道府県	市町村
明治21年 市制町村制制定		市町村の公民による選挙で選出された名誉職議員で構成（「制限選挙制」） <選挙資格・被選挙資格> 市町村の公民であること <公民資格> ① 満25歳以上の帝国臣民にして一戸を構える男子 ② 2年以來市町村の住民となりその市町村の負担を分任し、かつ、その市町村内において地租を納め若しくは直接国税年額2円以上を納めた者
明治23年 府県制制定	市会・市参事会と郡会・郡参事会がそれぞれ合同で行う選挙により選出された名誉職議員で構成（「複選制」） <被選挙資格> ① 府県内市町村の公民 ② 1年以來直接国税を10円以上納めていること	
明治32年 府県制改正	各選挙区ごとに一定の公民が選出する「制限選挙制」へ移行 <選挙資格> ① 府県内市町村の公民 ② 1年以來直接国税を3円以上納めていること	
大正15年 府県制、市制・町村制改正	「制限選挙制」から、公民である全ての者に選挙権・被選挙権を有することとする「普通選挙制」へ移行 <選挙資格・被選挙資格（公民要件）の改正> ① 帝国臣民であること ② 年齢25歳以上の男子であること ③ 2年以來その住民であること	
昭和21年 府県制、市制・町村制改正	<名誉職制度・公民制度の廃止> ・ 選挙権 年齢20歳以上の住民であること ・ 被選挙権 選挙権を有する年齢25歳以上の者であること	
昭和22年 地方自治法施行	・ 選挙権 年齢20歳以上の住民であること ・ 被選挙権 選挙権を有する年齢25歳以上の者であること	

※市町村の選挙区に関する規定

公職選挙法

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

議決事件

	改正内容	経緯等
明治21年	<p>【府県】 制限列举</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極めて限定された事項のみ議決事件とされる。 ※府県制は府県条例の制定権を認めていなかった。 <p>【市町村】 概括列举</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大幅な議決権を認める。 	
昭和4年	<p>【府県】 府県条例及び府県規則を設け又は改廃することを追加。 ※府県規則については昭和18年改正で削除。</p>	府県会に、それまで認められていなかった条例制定権と議員の発案権を認め、原案執行権の範囲を縮小するなど、権限を強化。
昭和18年	<p>【市町村】 制限列举</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限列举となり、議決権を大幅に制限。 	市町村会の概括列举主義を制限列举に改め、市町村会の意思決定機能を大幅に制限。
昭和22年 (地方自治法制定)	<p>【都道府県・市町村】 制限列举</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権の拡張を図り、列記事項以外にも条例をもって議決事項の追加を可能とする。 	自治の目的を達成するためには、その権限をできるだけ拡大し、その地位の自主性・独立性を強化すべきとの見地から議決権の拡張を図る。
平成11年	<p>【都道府県・市町村】 「法令に違反しない限り」全ての事務について条例を制定することができる とされる。</p>	機関委任事務の廃止に伴う改正。

検査権・調査権

	改正内容	経緯等
明治21年	【市町村】 事務に関する書類検閲権、報告書請求権を付与。	
明治44年	【市町村】 実地検査権を付与。 【府県】 府県会に検査権は認められていない。	市町村会における検閲・検査が書面または市町村長の口頭報告によるため「事実ノ真相ヲ看破スルヲ得サル」おそれがあるため。
昭和18年	【市町村】 市町村会の権限は、書面検閲権に限定。(→考査役を設置)	実地検査が行われた事例がほとんどなかったため。
昭和21年 (新地方制度)	【都道府県・市町村】 書面検査権限と監査委員への監査請求権を付与。 不信任決議権を新設。 100条調査権を新設。(昭和22年)	地方議会には、執行機関の行政事務の執行を常に監視する権限を与えられていることを前提に、議会の活動を更に積極的ならしめるべく、その権限をできる限り拡充し、その地位の自主性・独立性を強化すべきとの見地から、権限を付与。
平成11年	【都道府県・市町村】 自治事務にあつては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務の調査権が及ぶこととされる。	機関委任事務の廃止に伴う改正。

最近の議会制度に関する改正

	改正内容	経緯等
平成11年	<p>議員定数の定め方（平成15年1月1日施行）</p> <p>① 条例定数制度の導入 現行の法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。</p> <p>② 市区町村議会に係る人口区分の大括り化と上限数の設定</p> <p>ア 人口区分の大括り化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市区議会の議員の定数について、人口区分を大括りにされた。 5万（市制施行）、10万、20万（特例市）、30万（中核市）、50万（指定都市）を基準とし、以後は40万ごとに区分された。 全体で18区分（現行）から11区分とされた。 町村はすでに大括り（5区分）になっているため、改正は行われず。 <p>イ 上限数の設定 減数条例の制定状況を勘案して、2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。</p> <p>議会審議の活性化（平成12年4月1日施行）</p> <p>① 臨時議会の招集請求要件の実質的緩和 地方自治法第98条第1項に基づき長等の報告を求めて臨時議会の招集を請求することが可能であることを周知徹底した。</p> <p>② 議案の提出要件及び修正動議の発議要件の緩和 現行の要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改められた。</p>	<p>○ 地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月8日）</p> <p>第6章 地方公共団体の行政体制の整備・確立</p> <p>IV 地方議会の活性化</p> <p>1 議会機能の強化等</p> <p>(1) 地方公共団体における長と議会との機能バランスを保ちつつ、地方議会の組織に関する自己決定権を尊重し一層の活性化を図るため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>② 国は、臨時議会の招集要件（地方自治法101条1項）、議員の議案提出要件（同法112条2項）、議員の修正動議の発議要件（同法115条の2）等の緩和を検討すること。</p> <p>2 議会の組織・構成</p> <p>(2) 国は、議員定数について、地域の実情等に応じた組織・構成の見直しが弾力的に行えるよう、人口段階を大括りにするなど、基準の一層の弾力化を図る。なお、この基準の見直しに当たっては、減数条例の制定状況を十分に勘案する。</p>
平成16年	<p>議会の定例会の招集回数の自由化（平成16年11月10日施行）</p> <p>議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。</p>	<p>毎年臨時会を定例的に開催している例、幅広い議題を適時に議会で審議するために定例会の多数の開催を望む例等が見られることに対応。</p>
平成18年	<p>議長への臨時会の招集権の付与（平成18年11月24日施行）</p> <p>議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができるものとし、この場合、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を請求しなければならないこととされた。</p> <p>委員会制度の見直し（平成18年11月24日施行）</p> <p>○ 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止 議員は一の常任委員会の委員のみに所属する制限を廃止し、少なくとも一の常任委員になるものとされた。</p> <p>○ 閉会中の委員会委員の任命の可能化 閉会中においては、議長が条例で定めるところにより、常任委員、議会運営委員又は特別委員を選任することができることとされた。</p> <p>○ 委員会への議案提出権の付与 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができるものとされた。</p>	<p>○ 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月9日地方制度調査会）</p> <p>第2 議会のあり方</p> <p>2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討</p> <p>(2) 具体的方策</p> <p>② 議会の組織 議会の組織に係る自主性・自律性の拡大等を図る見地から議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止することとし、一定の規律が必要な場合には、委員会条例に必要な規定をおくこと等に対処することとすべきである。 また、委員会の委員については、閉会中など一定の場合に委員会条例で定めるところにより、議長が指名することによって選任等ができるようにすべきである。</p> <p>③ 議会の権能</p> <p>ア 委員会の議案提出権 委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。</p>